

## スケジュールの実務上の問題点

- (1) 過去の事例では、法人の意思決定から申請書提出までが1年、申請書提出から答申まで4～6ヶ月かかるケースが多い
- (2) 理事や、評議員を減員する場合、人選や調整に相当、時間を要することがあります
- (3) 理事、監事、評議員は会議に出席可能であるかの検討と、所属団体の代表として理事等に就任している場合、所属団体の退任予定も検討を要します
- (4) 財団の場合、評議員会が理事の監督機関になるので、理事と評議員を入れ替える事例があります
- (5) 理事の責任が重くなったので、(法人に対する責任、第三者に対する責任)就任を嫌がる人もあります
- (6) 一般法人であっても、税法上の非営利法人となるためには、理事の親族制限があります
- (7) 支部、常務会、常任委員会、専門委員会、支部長会等の従来の任意機関を移行後に、組織のなかでどのように位置付けるかについての検討に時間を要することがあります
- (8) 申請時点ではいつ答申が出て登記できるかわからないが、分かち決算の承認と新年度の予算等の承認のための臨時に社員総会、理事会、評議員会を開催しなければなりません
- (9) 申請から答申までの審査過程で、臨時に理事会、社員総会、評議員会を開催することがあります(予算計上の必要性)
- (10) 支部があり、独立した会計となっている場合、本部と支部の合算、経理の統一等に時間を要することがあります
- (11) 一般財団であっても、最初の評議員の選任方法については、主務官庁の認可が必要であり、評議員選定委員会の委員として外部委員の就任依頼が必要です

- (12) 目的・事業が定まらない限り、公益目的支出計画の完了年数の予測も、申請書の作成も手がつけられないので、早めの決定が必要です。規模の大きい法人では、細かい事業数は1,000を超える法人があります。
- (13) 申請時期は、期首をなるべく避けるほうが無難です。  
(通常の年度末の予算、事業計画、役員改選と重なるし、申請書作成時点では、申請書のベースになる収支予算書が確定していない)
- (14) 申請書の提出後の審査過程で、補正や修正がありえます。  
「指摘による軽微な修正は、理事長、専務理事に一任し、重大な内容の修正で、行政庁から再度、総会承認を得るよう指導を受けた場合は書面表決とする」との承認をとっておくと、手続きがスムーズにいきます。
- (15) 認定委員会の定款作成例と異なる規定を挿入する場合は、相当の根拠を準備しておきます。大胆に独自の定款案を作成すると、各項目ごとに説明を求められます。
- (16) 確実に登記できるために、法務局、司法書士との事前打合せも必要です。
- (17) 審査期間が長引くと、一旦作成した申請書を次の年度の収支予算書へ、組み直しを指導されることがあります。  
(例) 23年12月申請(23年度予算で申請)  
24年3月に24年度予算承認  
24年4月に申請書を24年ベースに組み直し再提出  
24年6月認可
- (18) 23年申請の場合、申請書の財務の部分は、23年予算ベースになるので、平成23年3月作成の予算は、移行後の事業区分(公益法人であれば、公益目的事業と収益事業等、一般法人であれば、実施事業とその他事業)を前提とするものとなります。したがって、今からの着手が必要です。
- (19) 地方都市では、評議員や理事を兼職している人が多く、理事会や評議員会は同じ時期に開催されるので、代理出席ができないことになると、これまで役員を引き受けていた人で、断わる人がでてきます。申請時期が遅くなると、役員の確保に苦労することがありえます。

(20) 公益目的支出計画を確実に実行すると見込まれることについて

①実施事業と、実施事業以外の事業及び法人会計も含めて法人全体の収支の見込みを申請書に記載します。

②

実施事業 △1,000万円	+	その他事業 △1,000万円	+	法人会計 △500万円	=	合計 △2,500万円
------------------	---	-------------------	---	----------------	---	----------------

例えばその他の事業の赤字は、景気変動を原因として一時的に発生するだけで、恒常的なものでないといった説明が必要です。